

分権型社会の確立に向けた取組について

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から本格的な動きが始まった地方分権改革は、機関委任事務の廃止や国の関与のルール化、「国と地方の協議の場」の法制化など、これまで着実に成果をあげてきた。

現政権においても、平成25年3月に安倍内閣総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」が発足し、4月には地方公共団体関係者を含む「地方分権改革有識者会議」が設置されるなど、地方分権改革の推進体制が整備された。今後、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、更なる進展が期待できる。

また、与党において「道州制推進基本法案」が検討されるなど、道州制をはじめとした国と地方のあり方を見直す議論が活発化している。

もとより、道州制は、国からの大幅な事務・権限を移譲することにより中央集権体制を見直し、地域の活力をもって、国の更なる発展を目指すべきものであり、地方の求める真の地方分権改革として取り組まれるべきものである。

九州地方知事会においては、九州地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、真の分権型社会の確立に向け、引き続き、九州各県議会議長会と連携するとともに、市町村や経済団体等との意思疎通を深めながら、地方分権改革に関する議論に対し、地方の立場から積極的に参画していく所存である。

国においては、地方の意見を十分に踏まえ、国民が望む地方分権改革の取組を進めるよう求める。

1 地方分権改革有識者会議がまとめた「個性を活かし自立した地方をつくるために」を踏まえ、政府が6月に決定する経済財政運営の基本方針（骨太方針）に地方分権改革の方向性を明記し、道州制の議論にかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

2 国から地方への権限移譲については、ハローワーク、農地転用など地方からの要望が強い分野の見直しを強力に進めること。

また、出先機関の地方移管については、国と地方が対等の立場で真摯に協議し、九州地方知事会としても積極的に議論に参画してきたところであり、その経緯や内容は道州制の本格的な検討に向けたステップの一つともなることなどを踏まえ、議論を前に進めること。

3 道州制は、国のあり方を大きく変革するものであることから、まずは、国、地方を通じた統治機構のあり方や、これが国民生活に与える効果などについて、理念や具体的な将来像を明らかにする必要がある。

また、その将来像を議論するに当たっては、国の役割を外交・通商、マクロ経済政策など国本来の役割に限定して地方の役割を大幅に拡大し、中央府省の解体再編を含め中央政府を見直すことを基本とし、基礎自治体の行財政基盤の強化、税財源の確保や財政調整制度のあり方などについて、道州制への移行時期やその工程も含め、地方の意見を十分に踏まえ、幅広く国民的な議論を行うとともに、国民の共通認識の醸成に努めること。

平成25年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞